

## 固定資産税の課税標準の特例対象資産届出書（地方税法附則第64条関係）

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 80px; height: 80px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 60px; height: 60px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">                 受付印             </div> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 5px;">令和 年 月 日 (あて先) 小松市長</p> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">下記の資産について、 固定資産税の課税 標準の特例該当資産 を届け出します。</p>	申 請 者	所有者の住所 [ 法人にあたっては事業所の所在地 ]	
		所有者の氏名又は名称 [ 法人にあたっては法人の名称及び代表者名 ]	
		特例対象資産の所在地	

### 償却資産

種類	資産の名称	数量	取得年/月	取得価格	備考	特例率
			R /	円		
			R /	円		
			R /	円		
			R /	円		

### 事業用家屋

所在地	家屋番号	種類(用途)	構造	床面積		特例率
				m <sup>2</sup>	うち事業用	
				m <sup>2</sup>	%	
				m <sup>2</sup>	うち事業用	
				m <sup>2</sup>	%	

## ◇ 制度の概要 ◇

「生産性向上に資する先端設備等の設備投資に係る課税標準の特例措置」(地方税法附則第64条関係)

### ◆対象者：「中小事業者等」

中小企業者：従業員数1000人以下の個人

中小企業者：資本金若しくは出資が1億円以下(大企業の子会社除く)の法人  
(資本金若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人)

### ◆特例の要件

以下の要件を全て満たすもの。

【要件チェック(  でチェックしてください )】

- 商品の生産もしくは販売又は役務の提供の用に直接供するもの       労働生産性が年平均3%以上向上するもの
- 小松市の認定を受けた先端設備等導入計画に従って取得した、生産性の向上に資するものの指標が旧モデルと比較して年平均1%以上向上する下記設備

特例対象資産

設備の種類	用途または細目	1台または1基の取得価額	販売開始時期
機械装置	全て	160万円以上	10年以内
工具	測定工具および検査工具	30万円以上	5年以内
器具備品	全て	30万円以上	6年以内
建物附属設備	全て	60万円以上	14年以内
構築物	全て	120万円以上	14年以内

(注)適用期間内にリース取引により中小事業者に取り渡したものを含み、中古資産は除かれる。

[事業用家屋の要件]

- 商品の生産もしくは販売又は役務の提供の用に直接供するもの
- 新築であること       取得価額が120万円以上であること
- 先端設備(取得価額300万円以上に限る)を稼働するために取得したものであること
- 家屋の内外に生産性向上(年平均1%以上)要件を満たす設備等が一体となって設置されること

### ◆適用期間と特例率

令和5年3月31日までに、認定先端設備等導入計画に従って取得をした上記先端設備等に該当する機械装置等に対し、新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度分限り、固定資産税の課税標準が0(ゼロ)。

◆特例措置の申告方法(添付書類)

1月の償却資産申告書提出(特例措置の内容も記載)に併せて、本届出書と次の書類を添付してください。

【添付書類チェック(☑でチェックしてください)】

- 「固定資産税(償却資産)の課税標準の特例対象資産届出書」
- 「認定先端設備等導入計画認定書」(写し)
- 「認定先端設備等導入計画に係る認定申請書」(写し)
- 「工業会等証明書」(写し)

※リース事業者からの申告の場合は、上記に加え

- 対象資産にかかる「リース契約書」(写)
- 対象資産にかかる「公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減計算書」(写)

※事業用家屋の申請の場合は、上記に加え

- 建築確認済証(写し)
- 家屋の平面図等(写し)
- 先端設備の購入契約書(写し)

◆設備取得と計画認定フロー

